

長柄町放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会運営要綱を次のように定める。

令和8年6月4日

長柄町長 月岡 清孝



長柄町告示第44号

長柄町放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として実施する長柄町放課後児童健全育成事業運営業務について、プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した受託候補者を公平かつ公正に選定するため、長柄町放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要領の決定に関すること。
- (2) 業務委託仕様書及び候補者の選定の審査基準に関すること。
- (3) プロポーザル審査及び受託者の特定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を町長が任命する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 企画財政課長
- (5) 学校教育課長
- (6) 福祉課長
- (7) 長柄小学校長
- (8) 日吉小学校長

3 委員の任期は、任命の日から町が当該業務の受託候補者との間で契約を締結した日までとする。

(委員長の責務)

第4条 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(回議)

第6条 委員会の審議を要する事項が緊急を要するため、会議を招集することができないとき、又は、会議に付する必要がないと委員長が認めるときは、各委員への回議により、会議の審議に代えることができる。

(意見の徴取)

第7条 委員会において必要があるときは、委員会は、委員以外の者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、長柄町放課後児童健全育成事業運營業務のプロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、提案者(当該業務に係るプロポーザルに参加資格を有する者と認められ提案書を提出した者をいう。)に利害関係を有する場合は、審査に加わることはできない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行し、委員会において選定した本業務の受託候補者と町との間の契約締結の日限り、その効力を失う。